

ショートステイ 運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人百陽会が開設するショートステイ アルクオーレ安城横山（以下「事業所」という。）が行う指定短期入所生活介護の事業及び指定介護予防短期入所介護の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業者の生活相談員、看護職員又は介護職員、医師、栄養士、機能訓練指導員及び調理員その他の従業者（以下「生活相談員等」という。）が要介護状態（介護要望にあたっては要支援状態）にある高齢者に対し、適正な短期入所生活介護又は介護予防短期入所生活介護を提供することを目的とする。

(運営の方針)

- 第2条 指定短期入所生活介護の提供に当たって、事業所の生活相談員等は、要介護者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練により、要介護者の心身機能維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図る。
- 2 指定介護予防短期入所生活介護の提供に当たって、事業所の生活相談員等は、要支援者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、要支援者の心身機能の維持回復を図り、もって要支援者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。
- 3 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

- (1) 名 称 ショートステイ アルクオーレ安城横山
- (2) 所在地 安城市横山町赤子10番地

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名（常勤兼務 特別養護老人ホーム管理者とデイサービス管理者と兼務）
管理者は事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- (2) 従業者
医師 1名（非常勤兼務 特養医師と兼務）

生活相談員 1名（常勤兼務 特別養護老人ホーム生活相談員と兼務）

介護職員 14名以上

看護職員 1名以上（非常勤兼務 特養と兼務）

栄養士 1名（常勤兼務 特養と兼務）

機能訓練指導員 1名以上（非常勤兼務 特養と兼務）

従業者は、指定短期入所生活介護及び指定介護予防短期入所生活介護の提供を行う。

（利用定員）

第5条 事業所の利用定員は次のとおりとする。

- （1） 併設利用型 29名
- （2） 空床利用型特別養護老人ホームの定員 29名以内

（ユニット数及びユニット毎の利用定員）

第6条 事業所のユニット数は3ユニットとし、ユニットの利用定員は10名を2ユニット、9名を1ユニットとする。

（指定短期入所生活介護及び指定介護予防短期入所介護の内容及び利用料等）

第7条 事業の内容は次のとおりとし、指定短期入所生活介護又は指定介護予防短期入所生活介護を提供した場合の利用料は、介護報酬の告示上の額とし、当該指定短期入所生活介護又は指定介護予防短期入所生活介護が法定代理受領サービスであるときは、介護保険負担割合証に記載の割合の額とする。

入浴、排せつ、食事等介護及び日常生活上の世話

- ① 日常生活動作の機能訓練
- ② 健康チェック
- ③ 送迎
- ④ 夜間看護体制

2 第9条における通常の事業の実施地域を超えて行う指定短期入所生活介護又は指定介護予防短期入所生活介護に要した送迎の費用は、実施地域を超えた地点から自宅まで1キロメートルあたり10円を徴収する。

3 その他の費用

事業所は前各項の支払いを受ける額のほか、次の各号に掲げる費用の額の支払いを利用者から受けることができる。なお、滞在費については、介護保険負担限度額の認定を受けている利用者の場合、その認定証に記載された金額を1日あたりの料金とする。食費については、介護保険負担限度額の認定を受けている利用者の場合は、その認定証に記載された金額と食事した事業所設定金額合計とのどちらか低い額とする。

- （1） 滞在費 2,066円（1日あたり）

- (2) 食費 朝食 320 円、昼食 535 円、夕食 590 円合計 1,445 円 (1 日あたり)
- (3) テレビレンタル料 100 円 (1 日あたり)
- (4) 特別な食事、理美容、クリーニングサービス、行事等における参加及び個別の外出にかかる費用は実費額
- (5) 複写物の交付 10 円 (白黒コピー 1 枚あたり)

4 日常生活において通常必要となる費用で利用者が負担すべき費用は、実費を徴収する。

5 事業者は、前項に掲げるサービスの提供に当たっては、予め利用者又は身元引受人に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者等の同意を得ることとする。

(緊急時における対応)

第 8 条 生活相談員等は、指定短期入所生活介護及び指定介護予防短期入所生活介護の提供を行っているときに、利用者の病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医の医師またはあらかじめ定めた協力医療機関に連絡する等の措置を講じ、管理者に報告しなければならない。

(通常の事業の実施地域)

第 9 条 通常の事業の実施地域は、安城市内とする。

(サービスの利用に当たっての留意事項)

第 10 条 生活相談員等は、利用者に対して生活相談員等の指示に従ってサービス提供を受けるよう指示を行う。

2 生活相談員等は、事前に利用者に対して以下の点に留意するよう指示を行う。

- (1) 気分が悪くなったときは速やかに申し出る。
- (2) 特別養護老人ホーム アルクオーレ安城横山と併設のため、利用中は特別養護老人ホーム アルクオーレ安城横山の規則を守り、他の迷惑にならないようにする。
- (3) 共有の施設・設備は他の迷惑にならないように利用する。

(非常災害対策)

第 11 条 事業所は、防火管理についての責任者を定め、非常災害に関する防災計画を作成し、非常災害に備えるため、定期的に避難・救出訓練を行う。

(その他の運営についての留意事項)

第 12 条 事業所は、生活相談員等の質的向上を図るための研修の機会を次のとおりもうけるものとし、また、業務体制を整備する。

- (1) 採用時研修 採用後 3 か月以内

(2) 継続研修 年1回以上

- 2 従業者は業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を保持する。
- 3 従業者は前項について、その職を退いた後も同様とする旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。
- 4 この規定に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会福祉法人百陽会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

(高齢者虐待)

第13条

1 委員会の実施

3か月に1度虐待防止委員会を開催し、次のような事項について検討することとする。その際、そこで得た結果（事業所における虐待に対する体制、虐待等の再発防止策等）は、従業者に周知徹底を図る必要がある。

イ 虐待防止検討委員会その他事業所内の組織に関すること

ロ 虐待の防止のための指針の整備に関すること

ハ 虐待の防止のための職員研修の内容に関すること

ニ 虐待等について、従業者が相談・報告できる体制整備に関すること

ホ 従業者が虐待等を把握した場合に、市町村への通報が迅速かつ適切に行われるための方法に関すること

ヘ 虐待等が発生した場合、その発生原因等の分析から得られる再発の確実な防止策に関すること

ト 前号の再発の防止策を講じた際に、その効果についての評価に関すること

2 虐待の防止のための指針

「虐待の防止のための指針」を整備する。

3 研修の実施

年に2回、虐待についての基礎的な内容、適切な知識の普及・啓発を目的とした虐待の防止のための研修を行います。

4 担当者の設置

虐待の防止に関する措置を適切に実施するために担当者を設置いたします。

附則

この規定は、平成25年3月1日から施行する。

この規定は、平成26年6月1日に一部改訂を行う。

この規定は、平成27年5月1日に一部改訂を行う。

この規定は、平成28年6月1日に一部改訂を行う。

この規定は、平成30年6月1日に一部改訂を行う。

この規定は、平成31年4月1日に一部改訂を行う。

この規定は、令和元年10月1日に一部改訂を行う。

この規定は、令和2年3月1日に一部改訂を行う。

この規定は、令和6年8月1日に一部改訂を行う。

この規定は、令和7年4月1日に一部改訂を行う。